



申3号 「通勤手当等の見直しについて」に関する申し入れ団体交渉を行う! ①

第1項 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給については、条件を付さず、最も合理的な経路として申請した経路、区間について承認すること。

- (組合) 列車本数や始終業時刻など箇所によって事情も違う。実態に基づいて個別に対応するべきだ。
- (会社) 新幹線等を利用する通勤は、自宅から職場までの通勤時間(乗換や接続の待ち時間を含む)が90分以上のとき、45分以上短縮出来る場合に認める事が基本。**賃金に関わることなので線引きは必要。**
- ・経路の承認は箇所長が行う。**判断が難しい事象は個別に事情を聞いて判断**する。
 - ・特定特急区間の取扱い等に関しては、定期券の利用なのでお客様と同じ制度を適用する。
 - ・クレジットカードは購入に使用できる ・ICと磁気券は利用方法に応じて選択できる

第2項 新幹線等を利用する通勤に対する通勤手当の支給を受ける場合は、乗車距離に応じた通勤援助金を支給し、現行のモニター制度以上に個人の経済的な負担が増加しないようにすること。

- (組合) 制度変更によって、モニター制度時よりも、税金や社会保険だけでなく、子ども手当減額の可能性や、保育園等の抽選など生活全体に関わり、**経済的負担は増える。生活水準やバランスが崩れてはいけない。**実施以降見えてくる課題もあり、検証が重要である。
- (会社) 新幹線の通勤手当支給で、税や社会保険に影響することは認識しているが、税や社会保険料等は自己負担が原則だ。制度変更にあたって**社会一般の制度運用や世の中のルールに合わせていく。**FREX 定期は300km超の区間で定期券を2枚持つことで割高になるため税負担を考慮した。制度実施後、具体的な提起があれば議論する。

第3項 現行のモニター制度利用者に対する経過措置は、新幹線等を利用する通勤をしている間は期限を設けずに実施すること。

- ・現行モニター制度利用者で、400kmを超えている人に対して経過措置を設けていく。
- ・社会保険、税負担も考慮した経過措置をする。**内容や期限などを含めて個別に説明**を行っている。
- ・モニター制度自体が会社独自の制度であり規定なども無い。個々個別の話になる。丁寧に説明する。

第4項 エルダー社員については、通勤手当支給によって減額される公的給付分を全額保証すること。

- (組合) 仙台の主任を例にすると、高年齢雇用継続給付は60歳到達賃金が40万円で、特別措置を合わせて高年齢雇用継続給付は3.2万円程度。そこに郡山~仙台の定期券10万円が加わると給付停止となる。年金も3万円以上減額となる。エルダー賃金制度が揺らいでしまう。
- (会社) エルダー賃金制度の公的給付を最大限活用する基本は変わらない。社会保障、税の自己負担の原則も同じ。示された様な公的給付が減額となる可能性は認識している。個々に対応していく中で説明する。
- 今後の制度開始時点で出てくる課題について、提起に対する議論は行う事を確認!**

第5項 通勤手当等の見直しによって、転居や単身赴任を選択する場合は、通常の異動による場合と同様に取り扱うこと。

- ・モニター制度利用者は、施行後6ヶ月間(2019年度末まで)は**発令があった場合と同様に取り扱う。**
- ※寮、社宅への入居、別居に伴う別居手当の支給、帰省用代用証の交付、引越の家財運搬費等
※新幹線通勤を選択した後に、転居や単身赴任を希望した場合も同様の取扱いとなる

第6項 在来線の特別急行列車を利用する通勤については、全ての特別急行列車を利用可能とすること

- ・特急列車の利用は、通勤時間の長さ、短縮効果、お客さまの利用状況等を勘案し、認めた場合に限る。
 - ・基本は現行モニター制度で認めている区間を対象とする。
- (組合) 長野地区の「しなの」なども希望がある。列車密度や希望を含めて柔軟に制度運用すべきだ。
- (会社) 常磐線、中央線で社員の要望が高いことは承知している。今回は、新着席サービスやお客さまのご利用状況を加味して、現行制度と同様にした。未来永劫ではなく、ニーズも把握して制度設計していく。